

試験における不正行為者処分規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専修大学北海道短期大学試験規程（以下「試験規程」という。）第2条の試験における不正行為者の処分に関し必要な事項を定めるものとする。

(処分)

第2条 試験規程第16条各号の不正行為をした者（以下「不正行為者」という。）は、教授会の議を経て学長がこれを処分する。

(処分基準)

第3条 不正行為者の処分は、次の各号に掲げる不正行為者の区分に応じ、当該各号に定める処分基準により行うものとする。

- (1) 試験規程第16条第1号（代人受験行為）の不正行為者
1箇月間の停学処分とし、併せて、その者の当該試験期間における全授業科目の試験結果及び受験資格を無効にする。
- (2) 試験規程第16条第2号（答案交換行為）の不正行為者
前号の処分基準に同じ。
- (3) 試験規程第16条第3号（カンニングペーパーを回す行為）の不正行為者
戒告処分とし、併せて、その者の当該試験期間における全授業科目の試験結果及び受験資格を無効にする。
- (4) 試験規程第16条第4号（カンニングペーパーを使用する行為）の不正行為者
前号の処分基準に同じ。
- (5) 試験規程第16条第5号（書き込みの使用行為）の不正行為者
第3号の処分基準に同じ。
- (6) 試験規程第16条第6号（答案を写し又は写させる行為）の不正行為者
第3号の処分基準に同じ。
- (7) 試験規程第16条第7号（言語等により解答の合図若しくは連絡をし又はこれらを受ける行為）の不正行為者
第3号の処分基準に同じ。
- (8) 試験規程第16条第8号（使用不許可参考書等の使用行為）の不正行為者
戒告処分とし、併せて、その者の当該授業科目の試験結果を無効とする。
- (9) 試験規程第16条第9号（学生証の貸借行為）の不正行為者
前号の処分基準に同じ。
- (10) 試験規程第16条第10号（偽名答案等の提出行為）の不正行為者
第8号の処分基準に同じ。
- (11) 試験規程第16条第11号（故意の無記名答案提出行為）の不正行為者

第8号の処分基準に同じ。

(12) 試験規程第16条第12号（答案不提出行為）の不正行為者
第8号の処分基準に同じ。

(13) 試験規程第16条第13号（使用許可参考書等の貸借行為）の不正行為者
第8号の処分基準に同じ。

(14) 試験規程第16条第14号（その他の不正行為）の不正行為者
第1号から前号までの規定に準じて処分する。

（再度の不正行為者の処分）

第4条 前条の規定により処分を受けた者が再度不正行為をした場合は、同条の規定にかかわらず、教授会の議を経て1箇月以上1年以下の停学処分とし、当該試験期間の全授業科目における試験結果及び受験資格を無効とする。

（試験終了後に発覚した不正行為者の処分）

第5条 試験終了後に不正行為が発覚した場合においても、前2条の規定を適用してその者を処分する。

（処分の起算日）

第6条 処分の起算日は、処分決定日とする。

（氏名及び処分の掲示及び保証人への通知）

第7条 不正行為者の氏名及び処分は、速やかに掲示し、本人及び保証人に通知する。

（処分事項の学籍簿への記載）

第8条 処分事項は、学籍簿に記載するものとする。

（奨学生資格の喪失）

第9条 不正行為者が本学奨学生制度による奨学生であるときは、直ちに、その資格を失う。

（停学処分中の者の義務）

第10条 停学処分中の者は、当該学科長の指導に従わなければならない。

（再試験受験資格の付与）

第11条 この規程による処分者のうち、改しゅんの情が顕著であると当該学科長が認めた者については、教授会の議を経て、無効になった授業科目について再試験受験資格を与えることができる。ただし、停学期間が再試験期日に及ぶ場合は、これを適用しない。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定する。